

香川県教育委員会 3月臨時会会議録

1. 開催日時 令和2年3月22日(日)
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前10時40分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工 代 祐 司
委員	藤 村 育 雄
委員	小 坂 真 智 子
委員	平 野 美 紀
委員	槇 田 實
委員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

理事	松 原 文 士
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	小 柳 和 代
高校教育課長	金 子 達 雄
政策主幹兼総務課副課長	石 川 史 郎
総務課長補佐	福 家 啓 充
義務教育課長補佐	三 好 健 浩
高校教育課長補佐	吉 田 稔
義務教育課主任管理主事	西 原 明
総務課主任	中 村 慎 一

傍聴人 あり(1名)

5. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。各委員に諮り、非公開とすることに決した。

6. 議 案

○議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する規則及び公立学校職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部改正について

総務課長から、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部が改正されたことから、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤村委員＞第2条第1項は、どのような内容か。

＜総務課長＞第2条第1項は、改正前の第2条の条文がそのまま第1項となり、第2項が新たに追加されたものである。

＜藤村委員＞第2条第2項で、任命権者は宣誓書の様式について別段の定めをすることができるとなっているが、この別段の定めとは、どのようなことが考えられるのか。

＜総務課長＞宣誓書自体は職員とほぼ同様の宣誓書であるが、会計年度任用職員を対象とした服務規程を別に設けて定めることとしている。職員の服務規程との違いとしては、県章のバッジを付けるといった規程を外した服務規程を設けることとしており、その中で宣誓書の様式も定めることとしている。

＜藤村委員＞この任命権者は、その裁量で服務に関する規程を別に決めることができるということか。例えば、一年中ネクタイをすることと決めれば、そういうこともできるということか。

＜総務課長＞そうである。バッジや名札を付けるとか、休暇の関係なども含めた規程を、別に設けるものである。

＜藤村委員＞この第2項が追加になった根拠は、何なのか。

＜総務課長＞知事部局の改正内容と合わせたものであるが、職員と同じ規程をすべて当てはめるのではなく、会計年度任用職員は1会計年度ごとの職員であるため、少し規程を緩くしている。

＜総務課職員＞今回の地方公務員法の改正を受けて、総務省から質疑応答の形で考え方が示されており、その中では会計年度任用職員の服務宣誓については、各都道府県条例で別段の定めをすることができるという規程を置くことができる旨のモデル的な条例案が示されたことを受け、本年2月の県議会定例会において、改正を行ったものである。

＜平野委員＞先ほど例示されたバッジの規程は緩くなる例かもしれないが、基本的に厳しくなるということではないという認識でよいか。

＜総務課長＞厳しくなるということではない。会計年度任用職員に必要なものについては、規程から外そうというものである。

＜藤村委員＞そのあたりが気になったところであるが、こういう規程を設けると任命権者が恣意的に行使することがあるかもしれないので、それを防ぐための条項も加える必要があるのではないかと考え、質問したものである。

<総務課長>職員よりも厳しくなるとか、不都合なものが増えられるということはない。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

総務課長から、「香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則」について、令和2年度から副教育長の役職を設置することに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>前回定例会の、委員協議会でも少し説明を受けたものであるが、これまでは理事と次長2名という体制で組織運営に当たっていたが、新たに副教育長を設置するということが、これは何らかの特命事項を処理するようなことが今後起こる、あるいは課題解決を図るために組織を強化するというようなことなど、どのようなことを想定しているのか。

<総務課長>基本的には、現在の理事と同様の職務を考えており、理事という職名を副教育長に変更する規則改正である。現在の理事も特命事項を処理しているが、職務の内容を広く分かりやすく示すために、名称変更するものである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 令和2年4月1日付け香川県教育委員会人事異動について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。